正　誤

令和七年五月二十一日掲載の大臣は、次のとおりとなった。

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

令和七年五月二十二日掲載の大臣は、次のとおりとなった。

農林水産大臣　小泉進次郎

令和七年三月三十一日（号外特第八号）公布財務省令第十八号（所得税法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

三一四ページ一二行目の「国外居住扶養親族」を「国外居住扶養親族等」に、「第十項まで」を「この項及び次項」に改め、「は「国外居住扶養親族（以下第十項まで」を「国外居住扶養親族等（以下この項及び次項」に、「国外居住扶養親族」を「国外居住扶養親族等」に、「国外居住扶養親族が」を「国外居住扶養親族等が」に改め、同項第二号及び」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
三一八		二	税額を	場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる税額を
〃		一六	同条第八項	同項第二号及び同条第八項
〃		一八	及び	並びに
〃		六	確定所得申告書	確定申告書

令和七年三月三十一日（号外特第八号）公布財務省令第十九号（法人税法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
三二七		二〇	当該法令	当該所在地国の租税に関する法令
〃		一一	〃	〃
〃		七	〃	〃
三三一		一三	繰延税金資産	第三十八条の二十八第三項第一号イに規定する繰延税金資産
三三二		一二	「調整後対象租税額の計算」を削り	「第百五十五条の三十五第一項第二号」の下に「（調整後対象租税額の計算）」を加え
三三三		一二	は、「	は「

（印刷誤り）

令和七年三月三十一日（号外特第八号）公布財務省令第二十二号（消費税法施行規則の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
三五一		一一	当該輸出に係る運送契約が当該資産	当該資産

令和七年三月三十一日（号外特第八号）公布財務省令第二十六号（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
三六五		四	に	に当該不適用事業年度における

三六九ページ五行目と六行目の間に次のように加える。

第二十三条の八の八第十四項第三号中「日まで引き続き三年以上にわたり」を「直前において」に改める。

（印刷誤り）

三五七ページ終りから一六行目から三七二ページ終りから一八行目までの行頭をそれぞれ一字下げる。

令和七年三月三十一日（号外特第八号）公布財務省令第三十四号（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う財務省関係省令の整理に関する省令）

（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
三八一		一〇～九	令和二年改正省令	令和二年改正規則

令和七年三月三十一日（号外特第八号）財務省告示第八十四号（所得税法第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
四六六		七	同項第二号	本文第二項第二号

令和七年四月一日（号外第七十三号）財務省告示第九十五号（寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件）

（印刷誤り）

目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。

本紙：令和7年5月23日より引用しております